



平成30年度

# 水道水質検査計画





## 1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定して、定期的に水質検査を行います。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況（平成28年度）

給水人口	92,776 人
普及率	99.0 %
1日平均給水量	29,550 m <sup>3</sup>
1日最大給水量	34,747 m <sup>3</sup>
年間給水量	10,785,843 m <sup>3</sup>

### (2) 取水能力（平成30年度）

#### ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m <sup>3</sup> /日
子撫川協定水量 (※1)	最大受水量 13,400 m <sup>3</sup> /日 (基本水量 11,288 m <sup>3</sup> /日)
合 計	33,400 m <sup>3</sup> /日

※1 子撫川の基本水量は、平成30年度契約予定水量である。

#### イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m <sup>3</sup> /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m <sup>3</sup> /日
大島7号井（深井戸）	予備水源
合 計	4,500 m <sup>3</sup> /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m <sup>3</sup> /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m <sup>3</sup> /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m <sup>3</sup> /日
合 計	8,000 m <sup>3</sup> /日

### 3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は前述のとおり、富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に6箇所の井戸を保有しています。

(1) 県受水は庄川水系和田川の表流水を水源として、富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

(2) 布目自己水源の大島7号井は、マンガンが多く含まれていることから現在休止し、予備水源としています。

(3) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

(4) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

(5) 自己水源は、概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っており、安全で良質な水源であるといえます。

### 4. 水質検査の基本方針

#### (1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

##### (ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

##### (イ) 水質基準項目

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

#### (2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目(消毒副生成物を除く)、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌等とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源6箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年1回とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

以上(1)(2)の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は別表1から別表5を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目(3項目)

色・濁り・消毒の残留効果を1日1回検査します。

(2) 水質基準項目(別表1、2)

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている51項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素の量)、PH、味、臭気、色度、濁度、及び富山県指導項目である、鉄、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の検査を毎月実施します。(11項目)

イ 3ヵ月毎に行う検査

法令で定めた40項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、水質が安定しており過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下である場合、3年に1回以上に検査回数を省略することが可能ですが、安全性を確認するために年1回検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目(別表3)

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、布目6号井の地下水を県と共同で2年に1回、全26項目のうち地下水に関係した13項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農業についても、布目配水場及び

広上取水場の地下水を検査します。(農薬類の検査項目については、水源近隣に散布した農薬類を調査し全 120 項目のうち 10 項目を決定します。)

(4) 要検討項目 (別表 4)

ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、布目 6 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 47 項目のうち地下水に関係した 25 項目について検査します。

ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査は県内に調査機関がなく、県との共同検査も出来ないため、射水市単独で 2 年に 1 回検査します。H30 年度は、広上 3 号井で実施します。

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

ア 広上取水場 1 号井 (浅井戸) において、『水道水におけるクリプトスポリジウム対策の暫定方針 (平成 8 年 10 月 4 日衛水第 248 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)』に基づきクリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌) の検査等を実施します。

イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年 4 回実施します。

※参考 県との共同検査は以下のとおりです。

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| ・「水質管理目標設定項目等」検査 (別表 3) | 年 1 回 (予定)           |
| ・「要検討項目」                | 検査 (別表 4) 年 1 回 (予定) |
| ・「農薬類」                  | 検査 (別表 5) 年 1 回 (予定) |

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき。
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著しく悪化したとき。
- (3) 水道施設 (送配水管含) が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき。

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

## 7. 水質検査の方法

### (1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

### (2) 採水方法

検査試料の採水は、市担当職員が行うか、同職員立会いのもと受託者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

### (3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

## 8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、富山県水質管理計画に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、県と共同での検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

## 9. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

## 10. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。

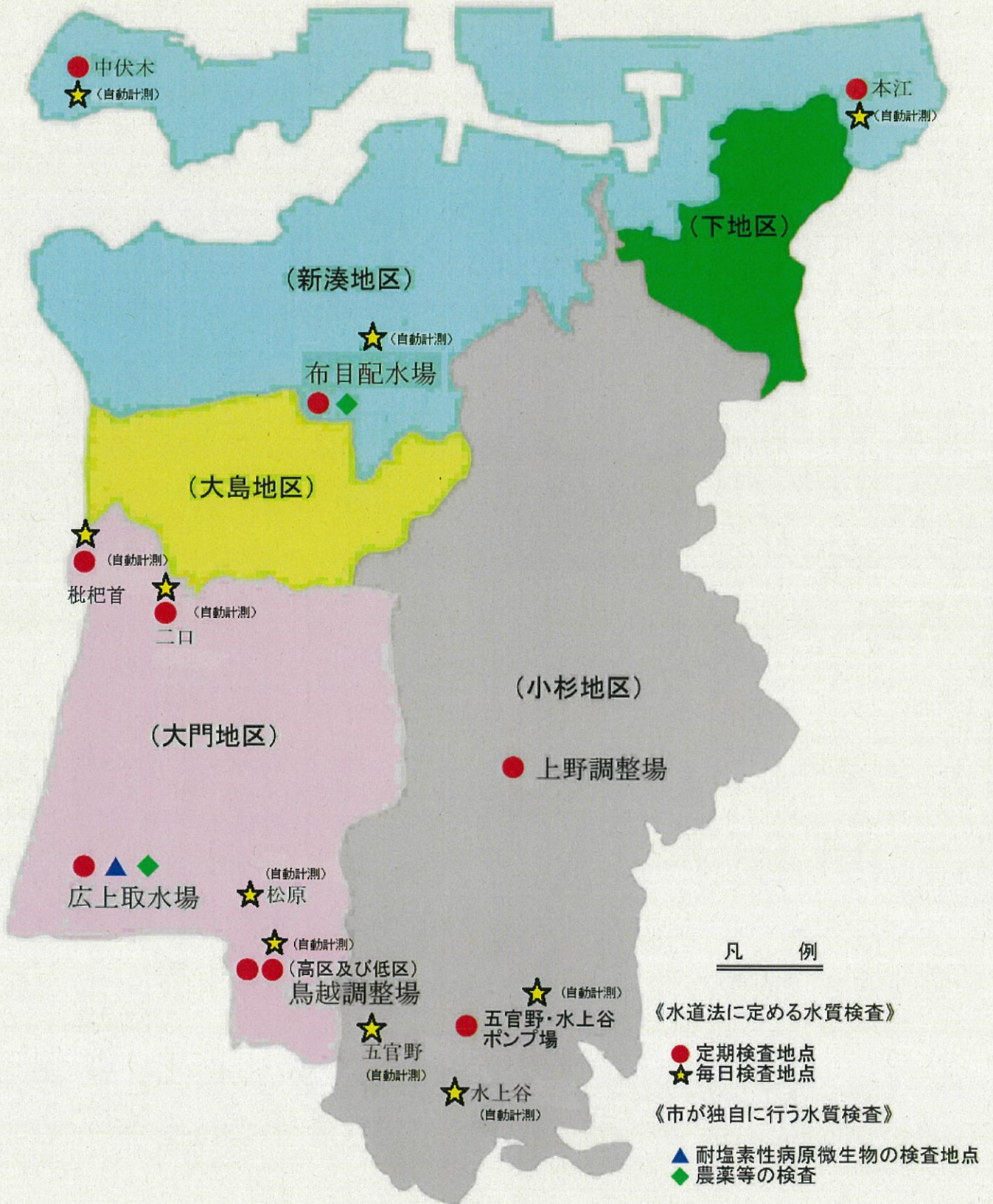
また、水質検査結果についてはホームページで公表し、請求があれば検査結果の写しを提供します。

## 11. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるような体制を整備しています。



# 水質検査採水地点



## 凡 例

《水道法に定める水質検査》

- 定期検査地点
- ★ 毎日検査地点

《市が独自に行う水質検査》

- ▲ 耐塩素性病原微生物の検査地点
- ◆ 農薬等の検査

別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	備考	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	一般有機物	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。		
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		
30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	着色	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	味	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。		
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	着色	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	味	
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	発泡	
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下であること。	かび臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基礎的性状	
48	味	異常でないこと。		
49	臭気	異常でないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		



別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項目名	省略可否	検査頻度			浄水の検査回数の設定理由	浄水			原水		
			法定頻度	実績による検査頻度	H30年度検査計画		月1回	1回/3月	年1回	1回/3月	年1回	
1	一般細菌	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
2	大腸菌	否	1回/月	←	←		○					○
3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	H22年4月基準強化、過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
4	水銀及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
5	セレン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
6	鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
7	ヒ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○	
8	六価クロム化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
9	亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回/3月	←	←		検査回数の減不可項目		○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○	
12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←		過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○
13	ホウ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
14	四塩化炭素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
15	1,4-ジオキサン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		H22年4月基準強化、過去3年間の検査結果が1/10以下		○	○		○
17	ジクロロメタン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
18	テトラクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
19	トリクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	H23年4月基準強化、過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
20	ベンゼン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
21	塩素酸	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目	□	○				
22	クロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
23	クロロホルム	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目、H27年4月基準強化			○			
24	ジクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
25	ジブロモクロロメタン	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目	□	○				
26	臭素酸	否	1回/3月	←	←				○			
27	総トリハロメタン	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目、H27年4月基準強化			○			
28	トリクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
29	プロモジクロロメタン	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目			○			
30	プロモホルム	否	1回/3月	←	←				○			
31	ホルムアルデヒド	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目			○			
32	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
33	アルミニウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
34	鉄及びその化合物	可	1回/3月	1回/月	←		検査回数の減不可項目(県指導)	○				○
35	銅及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
36	ナトリウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
37	マンガン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○	△	○	
38	塩化物イオン	否	1回/月	←	←		検査回数の減不可項目	○				○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
40	蒸発残留物	可	1回/3月	1回/1年	←		過去に検査結果が1/2を超えたことがない			○		○
41	陰イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
42	ジェオスミン	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年		水源の状況を勘案した			○		○
43	2-メチルイソボルネオール	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
44	非イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
45	フェノール類	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	否	1回/月	←	←		検査回数の減不可項目	○				○
47	pH値	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
48	味	否	1回/月	←	←		○					○
49	臭気	否	1回/月	←	←		○					○
50	色度	否	1回/月	←	←		○					○
51	濁度	否	1回/月	←	←		○					○

凡例  
 ○:検査実施をあらわします。  
 △:大島7号井のみの適用。(原水の検査回数は厚生労働省通知により、年1回の検査でよいが安全確認のため実施するもの)  
 □:布目配水場、広上取水場、五曹野水上谷ポンプ場のみの適用。(3ヶ月に1回の検査でよいが、左記箇所は当市にて塩素減量処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの)

### 別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全26項目、内地下水に関係のある13項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下(暫定)		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/ℓ以下(暫定))	H26年4月1日より基準項目へ移動	
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/ℓ以下		有機物質
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/ℓ以下)	H22年4月1日より基準項目へ移動	
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/ℓ以下)	H22年4月1日より削除	
8	トルエン	○	0.4mg/ℓ以下	H23年4月1日より改正	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/ℓ以下	H27年4月1日より改正	消毒剤
10	亜塩素酸		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	
11	削除		削除	削除(塩素酸が基準項目になったことによる)	
12	二酸化塩素		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/ℓ以下(暫定)		
14	抱水クロラール	○	0.02mg/ℓ以下(暫定)		消毒剤副生
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は120物質(別表5)	有機物質
16	残留塩素		1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/ℓ以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/ℓ以下		有機物質
21	メチルセブチルエーテル	○	0.02mg/ℓ以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3.0mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
24	蒸発残留物		30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	
28	従属栄養細菌	○	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/ℓ以下		有機物質
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下		無機物質

\* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき合同検査を実施する予定です。  
 \* 採水場所は、布目6号井又は広上2号井とし隔年交互に実施します。ただし、農薬類は毎年実施します。  
 \* ○: 検査実施項目をあらわします。

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項目名	県と合同	単 独	目標値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/ℓ
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/ℓ
5	アクリルアミド			0.0005mg/ℓ
6	アクリル酸			未設定
7	17-β-エストラジオール			0.00008mg/ℓ(暫定)
8	エチニル-エストラジオール			0.00002mg/ℓ(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/ℓ
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/ℓ(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/ℓ
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	ステレン	○		0.02mg/ℓ
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/ℓ(暫定)
18	トリエチレントラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/ℓ(暫定)
20	ビスフェノールA			0.1mg/ℓ(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.2mg/ℓ(暫定)
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/ℓ(暫定)
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/ℓ(暫定)
27	有機すず化合物			0.0006mg/ℓ※(暫定)
28	プロモクロロ酢酸	○		未設定
29	プロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジプロモクロロ酢酸	○		未設定
31	プロモ酢酸	○		未設定
32	ジプロモ酢酸	○		未設定
33	トリプロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	プロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジプロモアセトニトリル	○		0.06mg/ℓ
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/ℓ
39	欠番(クロロピクリン)			
40	キンレン	○		0.4mg/ℓ
41	過塩素酸			0.025mg/ℓ
42	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)			未設定
43	パーフルオロオクタン酸(PFOA)			未設定
44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			未設定
45	アニリン			0.02mg/ℓ
46	キノニン			0.0001mg/ℓ
47	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/ℓ
48	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/ℓ

\*※印はトリブチルスズオキサイドの目標値

\*富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき実施する予定です。

\*合同検査の採水場所は、布目6号井又は広上2号井を隔年交互に実施します。

\*ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(H28年度実施)

\*○は検査実施をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。



別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

番号	農薬名	検査有・無	番号	農薬名	検査有・無
農01	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)		農61	チアジニル	
農02	2, 2-DPA(ダラボン)		農62	チウラム	
農03	2, 4-D(2, 4-PA)		農63	チオジカルブ	
農04	EPN		農64	チオファネートメチル	
農05	MCPA		農65	チオベンカルブ	
農06	アシュラム		農66	テフリルトリオン	
農07	アセフェート		農67	テルブカルブ(MBPMC)	
農08	アトラジン		農68	トリクロピル	
農09	アニロホス		農69	トリクロルホン(DEP)	
農10	アミラズ		農70	トリシクラゾール	○
農11	アラクロール		農71	トリフルラリン	
農12	イソキサチオン		農72	ナプロバミド	
農13	イソフェンホス		農73	パラコート	
農14	イソプロカルブ(MIPC)		農74	ピペロホス	
農15	イソプロチオラン(IPT)	○	農75	ピラクロニル	○
農16	イプロベンホス(IBP)		農76	ピラゾキシフェン	
農17	イミノクタジン		農77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	
農18	インダノファン		農78	ピリダフェンチオン	
農19	エスプロカルブ		農79	ピリプチカルブ	
農20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)		農80	ピロキロン	
農21	エトフェンプロックス	○	農81	フィプロニル	
農22	エトリジアゾール(エクロメゾール)		農82	フェニトロチオン(MEP)	
農23	エンドスルファン(ベンゾエピン)		農83	フェノブカルブ(BPMC)	
農24	オキサジクロメホン		農84	フェリムゾン	
農25	オキシ銅(有機銅)		農85	フェンチオン(MPP)	
農26	オリサストロピン		農86	フェントエート(PAP)	
農27	カズサホス		農87	フェントラザミド	
農28	カフェンストロール		農88	フサライド	○
農29	カルタップ		農89	ブタクロール	
農30	カルバリル(NAC)		農90	ブタミホス	
農31	カルプロバミド		農91	ブプロフェジン	
農32	カルボフラン		農92	フルアジナム	
農33	キノクラミン(ACN)		農93	プレチラクロール	
農34	キャブタン		農94	プロシミドン	
農35	クミルロン		農95	プロチオホス	
農36	グリホサート	○	農96	プロピコナゾール	
農37	グルホシネート		農97	プロピザミド	
農38	クロメプロップ		農98	プロベナゾール	
農39	クロルニトロフェン(CNP)		農99	プロモブチド	○
農40	クロルピリホス		農100	ベノミル	
農41	クロロタロニル(TPN)		農101	ベンシクロン	
農42	シアナジン		農102	ベンゾピシクロン	○
農43	シアノホス(CYAP)		農103	ベンゾフェナップ	
農44	ジウロン(DCMU)	○	農104	ペンタゾン	
農45	ジクロベニル(DBN)		農105	ペンディメタリン	
農46	ジクロルボス(DDVP)		農106	ベンフラカルブ	
農47	ジクワット		農107	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農48	ジスルホトン(エチルチオメトン)		農108	ベンフレセート	
農49	ジチアノン		農109	ホスチアゼート	
農50	ジチオカルバメート系農薬		農110	マラチオン(マラソン)	
農51	ジチオピル		農111	メコプロップ(MCPP)	
農52	シハロホップブチル	○	農112	メソミル	
農53	シマジン(CAT)		農113	メタラキシル	
農54	ジメタメリン		農114	メチダチオン(DMTP)	
農55	ジメトエート		農115	メチルダイムロン	
農56	シメリン		農116	メミノストロピン	
農57	ジメピベレート		農117	メトリブジン	
農58	ダイアジン		農118	メフェナセート	
農59	ダイムロン		農119	メプロニル	
農60	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート		農120	モリネート	

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。